

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年4月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100490号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200007号

第1 結論

請求者のA社における令和元年6月25日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和元年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年6月25日

請求期間に、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る2019年6月分賞与の支給明細書(控)、令和1年分給与所得の源泉徴収票及び2019年分給与所得に対する源泉徴収簿並びに課税庁から提出された令和2年度(令和元年分)課税所得証明書により、請求者は、請求期間に同社から2,000万円の賞与の支払を受け、標準賞与額の上限額(150万円)に見合う厚生年金保険料(13万7,250円)を控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る令和元年6月25日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和元年6月25日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100491号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200008号

第1 結論

請求者のA社における令和元年6月25日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和元年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年6月25日

請求期間に、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る2019年6月分賞与の支給明細書(控)、令和1年分給与所得の源泉徴収票及び2019年分給与所得に対する源泉徴収簿並びに課税庁から提出された令和元年分の市・県民税所得課税内容回答書により、請求者は、請求期間に同社から700万円の賞与の支払を受け、標準賞与額の上限額(150万円)に見合う厚生年金保険料(13万7,250円)を控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る令和元年6月25日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和元年6月25日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2100492 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2200009 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和元年 6 月 25 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

令和元年 6 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年 6 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年 6 月 25 日

請求期間に、A 社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る 2019 年 6 月分賞与の支給明細書（控）、令和 1 年分給与所得の源泉徴収票及び 2019 年分給与所得に対する源泉徴収簿並びに課税庁から提出された令和 2 年度（令和元年分）の所得証明書により、請求者は、請求期間に同社から 500 万円の賞与の支払を受け、標準賞与額の上限額（150 万円）に見合う厚生年金保険料（13 万 7,250 円）を控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る令和元年 6 月 25 日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和元年 6 月 25 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100497号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200010号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和57年1月1日から同年2月1日まで

昭和56年にC資格を取得し、D事業所において同年12月31日までE業務をしていた。人事により、昭和57年1月1日からA事業所に異動になり、同日からF業務に携わっていた。D事業所が保管する人事記録及びA事業所が保管する在職証明書を添付するので、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係るA事業所の人事記録、在職証明書及び出勤簿によると、請求者は、請求期間において、A事業所に勤務し、給与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び請求者の厚生年金保険被保険者原票において、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、いずれも昭和57年2月1日と記載されているところ、当該資料に被保険者資格の取得年月日が訂正された等の不自然な点はなく、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、B社は、請求者の請求期間に係る給与の支払及び厚生年金保険料の控除について、保存期間終了により賃金台帳等の資料を保管していないため不明である旨回答している。

さらに、請求者は、厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料を保存していない上、A事業所の複数の同僚に照会を行ったが、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述及び回答はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。